

## 一九二〇年代の「トライバル・ダンス」論争

— その展開と歴史的意義 —

### 一 はじめに

一九二〇年代前半のアメリカ合衆国では、先住民の習俗に関する政策をめぐって激しい論争が起こった。この論争は、内務省インディアン局が先住民のダンスを制限する一連の通達を出したことに端を発しており、「トライバル・ダンス」(あるいは「インディアン・ダンス」)をめぐる論争と呼ばれているものである。

この論争は、先住民史の先行研究においてしばしば言及されてきた。例えば、フランシス・ブルーカーは、先住民政策史に関する著書のなかで同論争を取り上げ、インディアン局による「キリスト教の道徳を強化しようとする真面目な試み」に対して、ダンスに「美や神秘的な体験」を見出

水野 由美子

した知識人が反発して起きた論争と位置づけた。<sup>(2)</sup> 他方、歴史家のケネス・フィルプは、ダンスを規制しようとするインディアン局に対し、従来の同化政策に疑問を呈してダンスを擁護した知識人の対立という捉え方をしている。<sup>(3)</sup> 先行研究では、概して、この論争を「インディアン局と保守派知識人」対「良心的・進歩派知識人」の対立と見なす傾向があり、ダンスをひとつの文化として認めるか否かが争点であるとされてきた。<sup>(4)</sup> しかし、以下で詳しくみていくように、同論争においては、ダンスを認めるか否かを決定するのは誰なのか、そしてその権限は何に依拠しているのかという、それまでの政策論では不問に付されていた問題が新しい争点として含まれていたのである。そして、同論争の過程で規制導入の主体(＝インディアン局)が顕在化する

に伴い、同局―「インディアン」関係の矛盾が浮き彫りにされるようになったのである。

以上の点を踏まえて、本稿では、一九二〇年代のダンス規制をめぐる論争に即して、何が問題視されるに至ったのかを具体的に検討し、同論争が最終的にもたらした意義を明らかにすることを課題としたい。なお、本稿は、先住民の習俗について非先住民の間で行われた論争を分析対象とする。従って、ここで検討されるのは、政策提言・施行する側の先住民政策論である。当時の各先住民社会における規制の実態や先住民の対応については、重要な課題ではあるものの、機会をあらためて論じたい。

## 二 「トライバル・ダンス」論争の展開

### (一) インディアン局の通達

一九二二年四月、内務省インディアン局長チャールズ・パークは、各保留地に駐在している監督官 (superintendent) にむけて次のような通達 (一六六五番) を出した。

あらゆる形態のインディアン・ダンスすべてを弾圧することは当局の政策方針ではない。「中略」しかし、最も未開かつ異教的状況下におけるダンスは往々にし

て有害である。もしインディアンのあいだでそのような状況が見受けられる場合は、可能な限り教育的手段によって、ただし必要ならば懲罰を通じて取り締まるべきである。「中略」サン・ダンスやその他同種のダンスや宗教的儀式については、既定の規則に基づき「インディアンの犯罪」 ("Indian offenses") として処罰の対象となる。<sup>(5)</sup>

続いて一九二三年二月には、「通達一六六五番の補足」と題した新たな通達において、パーク局長は以下のような提言を行った。

インディアンのダンスは週日の日中に行い各月に一回を限度とすること、各行政区の一方所のみでおこなうこと、五十歳以下はダンスへの参加や見学をしないこと、そして、ダンスに反対する世論を喚起すべく注意深いプロパガンダを行うべきである。<sup>(6)</sup>

更に、一九二三年二月二四日付で「全インディアンへ」と題したメッセージを発表し、ダンスを自粛するよう各地の先住民へ呼びかけた。

これらの無益で有害なダンスについて、私は命令を発することはできるが、むしろあなた方の自由意志に基

づいて自粛してほしいと願っており、そのためにこの手紙においてあなた方に依頼しているのです。種まき・耕作・収穫の月には集会を開催しないこと、その他の時期には短時間にとどめ、薬物の使用やギャンブル等は行わないこと、監督官が認めていないダンスは行わないことなどについて、担当の監督官と協議し合意することを強く勧めます。<sup>(7)</sup>

一連の通達について、ヒューバート・ワーク内務長官は、彼の諮問機関であるインディアン業務諮問委員会委員の圧倒的多数が支持しているとアピールした。同委員会は、「すべての合法的な古来からの儀式」は尊重すべきであるが「インディアン福祉と進歩」を妨げるときは奨励されるべきではないという見解を表明していたのである。<sup>(8)</sup>

ところが、ワーク長官の主張とは異なり、これらの通達をきっかけに有力ロビー団体間で激しい論争がおこったのである。なお、先住民の信仰や習俗への干渉は、地域差はあるが一九二〇年代以前からみられた。例えば、一九世紀末の大平原地帯においては、先住民と合衆国軍の武力対立の激化に伴い、先住民の集会や儀式への介入も頻発した。事実、一八九〇年にサウスダコタ州で起こったウンデッ

ド・ニートの虐殺は、「ゴースト・ダンスによる損害」を大義名分として合衆国軍が派遣されたことが引き金になったといわれている。<sup>(9)</sup>しかし、一九二〇年代のダンス規制に対しては、前例のない激しい反対運動が起こったのである。以下では、主要な論者の主張を具体的に検討していきたい。

ダンス規制に関して、インディアン局を全面的に支持した団体は、フィラデルフィアの資産家ハーバート・ウェルシュらによって一八八二年に設立されたインディアン権利協会 (The Indian Rights Association, 以下IRAと略記)であった。「インディアンの文明化」と「我々人民の一般生活への彼らの同化」を活動目標として掲げた同協会は、一八八七年の一般土地割当て法(通称ドーズ法)——保留地の個別土地保有化を促進し、割当てを受けた先住民に市民権を付与する権限を大統領に与えた法——制定の立役者として脚光を浴びるようになった。<sup>(10)</sup>その後も歴代のインディアン局長や行政官を輩出するなど、一九二〇年時点では先住民関連の法の制定や行政の人事に関して絶大な発言権を有する団体であった。

一九一三年にセオドア・ローズベルト大統領に随行して南西部の保留地を視察したことがきっかけとなり、IRA

は南西部の先住民の習俗に強い関心を寄せるようになった。とりわけウェルシュ会長は、ニューメキシコ州のプエブロにおいては「石器時代の遺風」や「封建制より悪いボス・システム」が依然として機能していることに驚き、インディアン局に規制導入を度々要請していた<sup>(12)</sup>。事実、バーク局長による一連の通達は、IRAや一部の宣教師会などによる度重なる提言に対応したものであった。

それに対し、ダンス規制反対派を主導したのはインディアン擁護協会 (The American Indian Defense Association) 以下AIDAと略記)であった。AIDAは、ニューメキシコ州プエブロの土地所有に関する法案(一九二二年のバーサム法案)<sup>(13)</sup>への反対運動のために一九二三年に設立されたばかりであったが、事務局長を務めるジョン・コリアがロビー活動や世論の喚起に卓抜した手腕を発揮し、急速に影響力を強めていた。

インディアン局による一連の通達自体は全国の先住民を対象としていた。けれども、この論争では、規制支持派・反対派ともにニューメキシコ州のプエブロの事例を最大の争点として取り上げた。なぜなら、一方の規制支持派からみれば、プエブロの間ではIRAのウェルシュいわく「異

教的」で「道徳に反する」ダンスが他地域の先住民よりも盛んであったからである。他方、規制反対派にとっては、プエブロは「モラルや適応力の源泉」である「共同体的習慣」や伝統的組織が破壊されていない稀少なケースであった<sup>(14)</sup>。

このダンス論争は一般の注目も集め、新聞や雑誌でしばしば取り上げられた。ここでは、その一例として『ニューヨーク・タイムズ』紙に寄せられた投書をみていきたい。

一九二三年二月二日付の同紙には、「トライバル・ダンスの害悪」と題した投書が掲載された。寄稿者はYWCAのイデリス・ダブであった。ダブは、IRAやインディアン局職員の協力を得て保留地での調査を行い、とくに宗教生活に関する論考を発表していた<sup>(15)</sup>。そのダブによれば、「無言の自己犠牲を強いる残酷さ」という要素が「トライバルな習慣」にはあるという。そのため、インドにおいてサティー(妻の殉死)という慣習をイギリス植民地政府が禁止したように、政府による規制は必要であると主張した<sup>(16)</sup>。

ダブの主張に対し、反論に出たのはAIDAのジョン・コリアであった。コリアは、一九二三年二月一六日付の

「インディアンダンスを擁護する」という投書の中で、こう述べている。従来の「アメリカ化」政策は「インディアンはアングロサクソンになるべきという全か無かの闘争という観念」にとらわれていたが、近年、これとは真つ向から対立する新しい見解——「人格形成、道德的安定性、文化は相互依存的であるという認識」や相対的な宗教観——が現れつつある、とコリアはいう。そして、百年前はいざ知らず、現在の英・仏の植民地行政官は「土着文化の愛好者であると同時に現代科学文明の伝達者」であると主張し、同化か隔離して未開の状態を放置するかという二者択一しかないとするダブの前提に対し疑問を呈した。<sup>(18)</sup>更に、コリアは一連の論考を矢継ぎ早に発表し、ダンス規制の不当性を世論に訴えていた。<sup>(19)</sup>

「コリアの非常に巧妙なプロパガンダ」<sup>(20)</sup>に危機感を募らせたIRAのウェルシュは、一九二四年一月一五日付の投書の中で次のように述べた。プエブロの「いわゆる宗教的習慣にはあまりに不道德」なものが含まれており、プエブロ内部の少数派である「キリスト教徒の進歩派インディアン」の進歩」が妨げられている。その証拠としてはインディアン局の調査報告書が挙げられるが、「活字にするに

適さない」内容のため具体的な引用はできないという。そのため、何をもって「不道德」としているのかは明らかにされなかった。そして、「このような非アメリカ的な墮落した状態」が「コリア氏の称賛する」「カシーケ」(一般的には族長・地方政治のボスの意)を中心に存続していることに嫌悪感を示した。<sup>(21)</sup>

ここで、プエブロ社会におけるカシーケについて補足しておきたい。一六世紀末以降のスペイン植民地(ヌエボ・メヒコ)建設に伴い、リオグランデ川流域の各プエブロはスペイン植民地政府の支配下におかれた。一七世紀には、プエブロはカトリックを受け入れつつ「土着信仰・習俗」も保持するメカニズムを生み出した。ある人類学者はこれを「コンパートメント化」とよび、次のように説明している。「社会的儀式上、相互に区別しうる二つの制度」、「ひとつは土着のものであり、もう一つはスペイン系・カトリックの伝統に基づいているもの」の並存を可能にするシステムであるという。<sup>(22)</sup>更に、各プエブロでは、スペイン植民地政府に倣い、行政の長である「ガバナー」(governor)以下の補佐役と主に立法を司る「評議会」(council)を設置し、植民地政府などの外部との交渉にあ

たった。外部からの干渉を避けるため、「土着信仰・習俗」の司祭長ともいうべきカシーケとガバナリーや評議会とは「政教分離」されている。換言すれば、プエブロ社会の実態は祭政一致ではなく、カシーケの権限には制度的に一定の制約が課されているのである。<sup>(23)</sup>

このカシーケについてIRAは強い関心をもっていたらしく、IRAの機関誌『インディアン・トゥルース』一九二四年四月号にはこう書かれている。プエブロ社会には「個人の宗教的自由はほとんど存在していない。カシーケの少数独裁が「各プエブロの」行政府を実質的に操っており、彼らは文字通り鉄の棒を使って、進歩へとつながる全ての試みを弾圧すべく人々を厳しく管理している」。そして、プエブロで「異教的で忌まわしい習俗」が存続している理由は、カシーケに代表される「時代遅れの反動主義者」が「進歩的な」若年層を抑圧しているからであると述べた。<sup>(24)</sup>

また、ウエルシュのいう調査報告書とは「シークレック・ダンス・ファイル」(以下「ファイル」と呼ばれるインディアン局の内部文書のことであった。これは、主にプエブロ所管のインディアン局監督官などによって収集・作

成された供述書と報告書のことである。約六万語に及ぶ供述書には、プエブロなどの習俗に関する地元の宣教師、インディアン局職員、学校教員、それに先住民自身の証言が含まれていた。<sup>(25)</sup>

前述のウエルシュの投書は、火に油を注ぐ結果となった。一九二四年一〇月二四日付の同紙には、ウエルシュ批判の投書が掲載された。寄稿者は、プエブロの遺跡調査で知られる考古学者・人類学者F・W・ホッジであった。ホッジによれば、プエブロの儀式「残酷・不道德」説は、プエブロ自身の創作であるという。「ナンセンスなうわさをわざと広め、彼らの信仰に近づきすぎる白人を翻弄する」とことは、外部の干渉を避けるために長年培われてきた彼らの戦略であるというのである。また、ウエルシュのいうカシーケに抑圧されている「キリスト教徒の進歩的インディアン」の署名簿も、「ファイル」の供述書と同様、インディアン局職員の機嫌を損ねないために適当にサインをしただけだろうと述べ、それらを根拠とするウエルシュの議論は説得力を欠くと主張した。<sup>(26)</sup>

ホッジに対しては、IRAの事務官M・K・スニフェンが同紙において反論している。ホッジは実物の供述書のみ

ていないと決めつけ、I R Aの方針は異教的なカシーケが「個人を虐げ、あらゆる進歩を阻止」している現状を打破し、「真の信教の自由」をもたらすことであるとくり返し強調した。<sup>(27)</sup>

これらを受けて、一九二四年十一月一六日付の「プエプロの宗教」と題した投書のなかで、コリアは次のように述べた。「プエプロインディアンの宗教は不道徳である」、そして「非キリスト教徒のプエプロがキリスト教徒のプエプロを迫害している」という二つの問題をウエルシュは挙げているが、コリアによればどちらも事実に戻すという。これらの誤りを訂正するようI R Aに何度も要請してきたが、今までのところ何の返答もないと述べた。また、インディアン局の未公表資料である「ファイル」が回覧されて規制を正当化する根拠となっていることこそが「センサーショナルな」問題であると訴えた。<sup>(28)</sup>

(二) 二つの争点

この論争における二つの主要な争点は、コリアが指摘したように、インディアン局の内部文書(「ファイル」)の信憑性と、プエプロ社会における既存の指導者や自発的な組

織の正統性であった。そして、この二点をめぐりI R AとA I D Aが鋭く対立していることは、一九二六年半ばには周知の事実となっていた。

すでにみたように、「ファイル」はI R Aが自説の根拠として持ち出したものであった。しかし、メディア上では「ファイル」からの具体的な引用は皆無であるにも拘わらず、ロビー団体のメンバーのなかでその内容を知らない者はいないといった奇妙な状況であった。当時、人類学者は先住民政策に関してほとんど発言をしていないが、人類学者アルフレッド・クローバーはウエルシュ宛の書簡のなかで「ファイル」の信憑性に疑問を呈している。<sup>(29)</sup>「ファイル」はひとつの事柄についてただ一人の証言を証拠としていたり、スミソニアン博物館の約四〇年にわたる先住民の習俗に関する研究成果などには全く言及していないなど、ずさんな調査方法が明らかにされるに従い、急速に信憑性を失っていった。一九二四年末以降、「ファイル」を根拠にインディアン局による規制を支持する主張はみられなくなった。<sup>(30)</sup>

これとは対照的に、既成の指導層や組織をめぐっては対抗組織の設立が企てられるなど、更なる攻防が繰り広げら

れることになった。より具体的な争点は、各プエブロの意見調整の場として一九二一年に設立された「全ニューメキシコプエブロ評議会」(The Council of All the New Mexico Pueblos 以下、全プエブロ評議会と略記)の正統性であった。この組織については、バーサム法案反対運動のために「コリアが創設した」という説は当時からあった。確かに、コリアは、AIDAの他の会員とともにプエブロ間の団結を訴えて各ガバナーを説得したり、声明等の文書作成のコツを伝授したりするなど、積極的に関与して全幅の信頼を得ていた。<sup>(32)</sup>けれども、スペイン植民地時代から複数のプエブロの代表が必要に応じて会合を開いてきたことや、全プエブロ評議会の召集・運営はプエブロ自身が行っていることなどから、同評議会は既存の指導層を活用したあくまでも自発的な連合組織であった。<sup>(33)</sup>

それに対し、プエブロの既存の指導層を敵視していたIRAは、「全プエブロ進歩主義評議会」(The All Pueblo Progressive Council 以下、進歩主義評議会と略記)の結成を促した。一九二四年六月の婦人クラブ連盟のピエソナールにおいて、IRAの調査員であるクララ・D・トゥルーは同評議会の数名とともに出席して次のように訴

えた。プエブロでは、「進歩派」の「キリスト教徒のインディアン」に対する「異教徒のインディアン」の暴力や「宗教的専制」がおこなわれている、と。<sup>(34)</sup>つまり、プエブロには「進歩派」≡キリスト教徒、対「守旧派」≡異教徒の対立があるというのである。

進歩主義評議会については、IRAだけでなくインディアン局も積極的に支援していた。なぜなら、全プエブロ評議会はプエブロ内で効果的に動員を行い、先住民の自発的な組織としては唯一、インディアン局作成の諸法案や通達に反対する声明を発表したり、首都へ代表団を派遣したりしていたからであった。<sup>(35)</sup>このようなインディアン局の動きを牽制すべく、全プエブロ評議会は新たな声明を発表し、インディアン局はプエブロの宗教生活について事実無根の「恥ずべき主張」を繰り返しているだけでなく、「部族生活の破壊」や「部族の自主政府の無力化」をも画策していると公然と非難し、両者の対立は鮮明となった。<sup>(37)</sup>このような状況の中で、北部プエブロ所管の監督官C・J・クラランダは北部プエブロのガバナーと評議会宛に通達を送り、「(一九二四年)五月二七日の進歩主義評議会において、各プエブロのガバナー他の行政官を一般投票で選出すること

が決議された」と報告した。<sup>(38)</sup> それに対して、北部プエブロのガバナーは次のように返答している。進歩主義評議会の支持者はプエブロ全人口の〇・六パーセントあまりにすぎず、トゥルーやA・B・レネハンなどの非プエブロの支持者は土地問題に本当の関心がある、と訴えた。そして、プエブロはすべてキリスト教徒であると述べ、「政府の郵便代免除という特権を不当に使って」インディアン局が進歩主義評議会関連の書類を配布していることを非難した。<sup>(39)</sup>

実態としては、進歩主義評議会のプエブロ約五〇人は土地や水路掃除の割当てなどへの不服を申し立てていた特定個人の支持者であり、宗教が争点ではなかった。<sup>(40)</sup> 加えて前述のように、ガバナーや評議会、全プエブロ評議会は、「土着信仰」とは制度上分離されている。つまり、ヘキリスト教徒の進歩派〈対〉異教徒の守旧派〉という対立、〈前者の進歩主義評議会〉対〈後者の全プエブロ評議会〉(あるいは各プエブロのガバナー・評議会)の対立の構図は、当時のプエブロ社会にはあてはまらないのである。この対立の図式は、コリアの言葉を借りれば「白人の発明」<sup>(41)</sup> にすぎないのだった。

では、このような「白人の発明」の背後にはどのような

動機があったのだろうか。まず、進歩主義評議会に直接関与していたトゥルーやレネハンは、バーサム法案を通じて非プエブロの土地所有権拡大を画策していたことで知られており、彼らの本当の関心は土地問題にあったと考えられる。プエブロの内政組織や宗教生活について、彼らがどれだけ知っていたのかはさだかではないが、いずれにせよそこに真の関心があったわけではない。進歩主義評議会の結成・支援の真の目的は、プエブロ内の不平分子を利用して既存の指導層や組織を切り崩すことであった。そうすれば、係争中の土地所有権問題において、プエブロに対して優位に立つことができるからであった。<sup>(42)</sup> 他方、IRAの場合には、経済的な動機というよりも先住民政策の当為論の観点から、進歩主義評議会を支持していた。ウェルシュによれば、プエブロの「古い異教的な因習」は「昔のソドムとゴモラに栄えたソドム人の醜行」に等しく、「キリスト教から導き出される進歩的な考え方や習慣を抑圧している」のだった。そして、各プエブロのガバナーや評議会、カシーケといった既存の組織や指導層、それらに依拠した全プエブロ評議会といった自発的な組織は、すべて「進歩」を妨げる「部族的」な諸要素のカテゴリーに含まれる

とみなされたのである。<sup>(43)</sup> コリアが再三にわたり事実認識の誤りを指摘し訂正を促したものの、IRAは受け入れなかった。つまるところIRAにとっては、プエブロの宗教・社会組織などに関する事実よりも、同組織設立時の目標である「インディアン」を一市民として「我々人民の一般生活へ彼らを同化」すること——保留地・「部族的」社会構造の解体を通じて——を一刻も早く達成することの方が重要だった。そうすれば、積年の「インディアン問題」自体が霧消するとIRAは考えていたからである。<sup>(44)</sup>

進歩主義評議会は一年足らずのうちに解散したが、その後、インディアン局は再び対抗組織の創設へと乗り出した。一九二六年一〇月、合衆国プエブロ評議会(The United States Pueblo Indian Council) という名の下でプエブロの指導者を召集し、全プエブロ評議会にかわる「公式な」組織の結成を要請したのである。<sup>(45)</sup> ここでいう公式とは、インディアン局が参加者の費用を支給し、インディアン局の召集によってのみ開催される評議会のことであった。インディアン局は、全プエブロ評議会は「非公式」と断じ、代わりに「公式」な組織の創設を試みたのである。第三回合衆国プエブロ評議会の会合において、エドガー・メリッ

ト局長補佐は「あなたがたの習慣、儀式、ダンス、伝統、宗教、プエブロ行政政府へ干渉」<sup>(46)</sup>する意図はないと演説して「公式」な組織への参加を訴えた。けれども、出席者は毎回何の行動もとらず、ただ座っていただけであったという。<sup>(47)</sup> 結局、一九二九年、バークの後任・ローズ局長により、全プエブロ評議会が連邦政府との交渉窓口として承認されたことを機に、合衆国プエブロ評議会は消滅した。<sup>(48)</sup>

ダンス規制をめぐる論争を経て、一八八七年の結成以来、先住民関連のロビー活動を主導してきたIRAの威信は大きく傷つくことになった。それに代わって影響力を増したAIDAは、IRAとは異なる先住民政策論を掲げ、インディアン局批判を強めていくことになる。また、この論争を契機に、バーク局長の行政手腕も疑問視されるようになった。一九二六年六月一日付の『ニューヨーク・トリビューン』紙には、バーク局長を諷刺する漫画が掲載された(図一)。ここでは、チャールストンやヴァージニアリールなど当時熱狂的に流行していたフォークダンスとプエブロのダンスが対比され、ダンス規制に伴う根本的な問題が見事に浮き彫りにされている。すなわち、「野蛮な」ダンスとは何か、そうではないダンスの境界はどこにある



図1 <出典>New York Tribune, 1 June 1926. The John Collier Papers, Yale University Library, reel 9  
左側のインディアン局長「でしゃばり」パークが中央の連邦議会に対して「我々が必要としているのはインディアンの野蛮なダンスを禁止する法律だ。彼らはあまりに興奮しすぎる。」  
右側の人物。「その通りだ。宣教師を派遣して彼らにチャールストンを教えるべきだ。」

のか、誰がどのような権限と根拠によりダンスを規制・禁止するのかわという問題である。

### 三 連邦議会における議論

パーク長官の一連の通達では、「未開かつ異教的な」ダンスに興じたものは「インディアン<sup>(49)</sup>の犯罪」に処せられることになっていった。とくにこの点を問題視し、インディアン局の権限の見直しを訴えてロビー活動を行ったのがコアであった。そして、一九二六年頃には、次に述べる法案の審議過程においてダンス規制の通達は広く知られるよう

になり、それを疑問視する動きが連邦議会内にみられるようになったのである。

それは、一九二六年一月に提出された保留地の司法権と先住民の婚姻・離婚に関する法案(HR7826)であった。同法案の内容を理解するためには、「インディアン犯罪保留地裁判所」(the reservation courts of Indian offenses、以下インディアン裁判所)について説明しておかねばならない。連邦政府の信託地である保留地には、一般に、州の警察権・司法権は及ばないが、連邦法では八つの重罪(恐喝、殺人、放火等)のみが連邦裁判所の管轄となると定められていた。そのため、重罪よりも法定刑が軽い犯罪については、一八八三年以降、各地の保留地に設置されたインディアン裁判所において、地元の監督官が任命した「インディアン判事」(Indian judges)により内務長官の定め<sup>(50)</sup>た諸規則に基づいて審理されていたのである。

本法案は、すでに約四〇年近く実質的に機能してきたこのようなインディアン裁判所の権限を成文化するという、通常の法制化の手続きとは逆という点で特殊なものであった。その背景には、「インディアン」の「被後見」(wardship)——保留地の土地管理などに関して合衆国政府によ

る後見を受けるという法的身分——と、一九二四年の法律によりすべての「インディアン」に対して与えられた「市民権」(citizenship)とをどのように整合させるかというより大きな法的・行政的問題があった。<sup>(51)</sup> 同法案を作成したインディアン局には、取りあえずこれまでの慣行——インディアン裁判所——を合法化しておくという意図があった。<sup>(52)</sup>

同法案では、第二項において、連邦法に定められた八つの犯罪以外は「内務長官が定めた規則に基づいて」インディアン裁判所が裁判権を有すること、有罪の場合は六ヶ月以下の懲役または禁錮、あるいは百ドル以下の罰金を宣告することが明記されていた。また、第四項では「保留地に住んでいるインディアン被後见人」の婚姻・離婚に関して、「インディアンの慣習」に代わり州法を適用することを定めていた。<sup>(53)</sup>

一九二六年二月の下院公聴会において、同法案を全面的に批判する議論を展開したのは、すでに議会でも名が知れ渡っていたコリアであった。インディアン裁判所は、監督官の「気まぐれ」と宗教的儀式の禁止を含むインディアン局の「奇怪な」規則に基づいて運営されており、陪審審理もなく、「法の適正な過程」が確立されていない、と訴え

た。また、婚姻・離婚に関する先住民の慣習法の非合法化は、先住民社会内のモラルや社会制度上の混乱をきたすだけであり、何の利点もないと主張した。加えて、「圧政を合法化する法案」と題されたコリアの意見書も載録された。

同意見書によれば、同法案は「ロシアのツァーリのもとでの統治システム」と原理的には類似しており、「このような立法措置がインディアン局によって公式に作成・推進されていること自体、きわめて重大なこと」であった。<sup>(54)</sup> コリアは、ダンス規制の通達にも明記されていた「インディアンの犯罪」の名の下で、インディアン局職員が先住民を裁くことが可能である現状を激しく批判したのである。コリアの主張は議員の関心を集め、様々な質問が出された。それらのほとんどは、行政官であるはずの内務長官やインディアン局長が、連邦議会の審議を経ずに、保留地における事実上の法律を制定することができるだけでなく、監督官を通じて「インディアン判事」を任命する権限をもっているというコリアの主張を確認する内容であった。<sup>(55)</sup> すなわち、インディアン局は、保留地においては行政権だけでなく、一部の立法権と司法権まで行使しようという実態が可視化されるに至ったのである。

次いで、IRAのS・M・プロジウスは、コリアとは異なる見地から同法案第二項に反対の意を表明した。一九二四年に連邦議会はすべてのインディアンに市民権を付与したのだから、保留地だけに存在するインディアン裁判所は「後退」を意味するとして反対した。ただし、先住民の慣習法は廃止されるべきであるとして、第四項については同法案に賛成していた。なお、第二項への反対という点では、AIDAとIRAの主張は一見同じようにみえる。けれども、AIDAは、第二項への代替案として、「トライブの支配層」や「トライブの慣習法」が機能している場合には活用すべきであるという主張をしていた。これは、先住民は市民であるから「我々の法」を適用すべきというIRAの見解とは、対照的であった。<sup>(56)</sup>

守勢に立たされたインディアン局長補佐E・B・メリックは、こう反論した。インディアン裁判所は「文明化の過程において」多大な貢献をしてきたとし、「インディアンを助け、保留地のモラル向上」を促すという目的のために法の制定を求めているだけであると訴えた。それにも拘わらず、「雇われプロパガンディストは(インディアン局が)権力増大を目論んでいると」「でたらめ」な宣伝をしてい

ると批判した。<sup>(57)</sup> この「プロパガンディスト」とは、コリアのことであった。

この公聴会と同時期に、ジェームズ・フレア下院議員はインディアン局提出の諸法案を全面的に批判する演説を下院において数回行い、HR7826については以下のように述べた。「この法案は、インディアン局職員と彼らの手先である(インディアン)判事によってインディアンは拘禁されうるといふ、悪名高い非アメリカ的慣行に法の外観を与えるもの」であると批判し、バーク長官の返答を求めた。<sup>(58)</sup> 保留地の現地視察を終えたフレア下院議員は先住民業務の全面的改革を唱える急先鋒となっていたが、先住民に対して「法の適正な過程」が保障されていないことを問題視していたのである。それに対してバーク長官は、インディアン裁判所で有罪判決を受けたインディアンは、監督官、インディアン局長、内務長官へと三度上訴する権利が与えられていること、インディアン裁判所は「インディアン判事と関心あるインディアンだけで」「自主管理」されているため、それに対する不満は一度も聞いたことがないと反論した。<sup>(59)</sup>

四ヶ月あまりの審議を経て、結局、同法案は破棄された。

その反面、A I D A が作成しフレア下院議員が提出した代替法案も成立せず、この問題は一九三〇年代まで持ち越された。<sup>60)</sup>ただし、本稿との関連で注目すべきは、同法案の審議を通じて、連邦議会においてインディアン局の肥大化した権限が可視化されたことであった。更に、保留地においては「法の適正な過程」が保障されていないことも明らかとなった。連邦議会内において、このような状態を放置してきたことに対する反省と、インディアン局に対する包括的な調査を求める声が高まっていったのである。

#### 四 結び

これまで検討してきたように、「トライバル・ダンス」をめぐるインディアン局の通達に端を発した論争は、単に先住民のダンスをめぐる非先住民間の抽象的文化論争に終わらなかった。もちろん、ダンスの「害悪」や「美」が論じられたことはあった。けれども、先住民関連の二大ロビー団体であったI R A とA I D A は、それぞれ規制支持派・反対派の旗手として、規制導入の論拠であるインディアン局の内部文書（「ファイル」）の信憑性とプエブロの指導層の正統性をめぐって真っ向から対立していたのである。

そして論争の過程で、そもそもインディアン局にダンス規制をする権限があるのか、違反者を処罰する権限があるのかといった、規制導入の主体としてのインディアン局の権限そのものが問題視されるに至った。更に、この問題はコリアによって連邦議会に持ち込まれた。保留地においては、インディアン局は行政権のみならず、一部の立法権、司法権までも行使しうる権限をもっている——このような「圧政」の典型がダンス規制である、とコリアは議会において訴えたのである。コリアの意見書（「圧政を合法化する法案」）は連邦議会内で広く回覧されただけではなく、同様の内容が有力誌等に掲載されて世論の注目を集めた。<sup>61)</sup> コリア率いるA I D A は、既成のシステムが隠蔽してきた問題を顕在化させ、その全面的な改革という新しい課題を設定する役割を果たしたのである。

事実、連邦上院においては、一九二七年二月、上院インディアン業務委員会によるインディアン局についての包括的な調査を実施するための上院決議について、公聴会が開かれた。まず、公聴会ではフレア下院議員とコリアの意見陳述が行われた。コリアは、ここでもダンス規制の通達に言及し、インディアン局の「いかなる専制君主にも勝る」

権力濫用を非難した<sup>(62)</sup>。それに対し、同決議に反対していたインディアン局は議事妨害演説を行ったが、一九二八年二月、同決議は採択された。その後、一九二八年十一月から一九四三年八月にかけて各地の保留地等で調査・公聴会が行われ、約二三万頁・四一巻の報告書が作成されることになる<sup>(63)</sup>。

なおインディアン局によるダンス規制の通達については、いくつかのプエブロで監督官が規制を実施する動きがみられたが、AIDAと全プエブロ評議会が連携して抗議した結果、実質的には撤回せざるを得なくなった<sup>(64)</sup>。ただし、これらの通達が公式に撤回されたのは、コリアがインディアン局長に就任した直後の一九三四年、コリア自身の通達によってであった<sup>(65)</sup>。

連邦政府の信託管理下にある保留地を管理し、先住民の利益を擁護することが任務であるはずのインディアン局が、実態としては先住民を抑圧しているのではないか。この点こそが、ダンス論争の過程でコリア率いるAIDAが提示した新しい問題であった。確かに、このダンス論争においては、先住民自身には発言の機会すら与えられていなかったという限界があった。しかし、先住民のイニシアティブ

による文化的・政治的活動が議論の対象となる過程で、それらを隠蔽してきた既存の制度そのものの改革という新しい課題が発掘されたという歴史的意義をもったのである。

(1) 本稿では、合衆国の先住民の呼称として、引用文中で部局名等に関しては「インディアン」という用語をそのまゝ使用する。

(2) Francis Paul Prucha, *The Great Father* (Lincoln: University of Nebraska Press, 1984), 803.

(3) Kenneth R. Philip, *John Collier's Crusade for Indian Reform: 1920-1954* (Tucson: University of Arizona Press, 1977), 243, chap. 3.

(4) Brian W. Dippie, *The Vanishing American: White Attitudes and U.S. Indian Policy* (Lawrence: University Press of Kansas, 1982), 279-282.

(5) Congress, Senate, Committee on Indian Affairs, *Survey of Conditions of the Indians in the United States: Hearings before the Committee on Indian Affairs*, 69th Cong., 2nd sess., 23 February 1927, 51; John Collier, "Persecuting the Pueblos," *Sunset Magazine* (July

- 1924), 50, 92.
- (9) *Ibid.*
- (7) "A Message," in *John Collier Papers*, Yale University Library, Reel 9, microfilm.
- (8) Hubert Work, "Our American Indians," *Saturday Evening Post*, 31 May 1924, 92; Hubert Work, *Indian Policies: Comments on the Resolutions of the Advisory Council on Indian Affairs* (Washington, D.C.: CPO, 1924), 9.
- (9) Alice Beck Kehoe, *The Ghost Dance: Ethnohistory and Revitalization* (Fort Worth: Holt, Rinehart and Winston, 1989), 19-20.
- (10) Francis Paul Prucha, *American Indian Policy in Crisis: Christian Reformers and the Indian, 1865-1900* (Norman: University of Oklahoma Press, 1976), 139.
- (11) 同州のリオグランデ川流域を中心した「タオス」サントフェ、トコ、ハイマスなど計一九の村落（「エプロロはスペイン語で村落の意」）に定住する先住民の総称である。
- (12) Lawrence C. Kelly, *The Assault on Assimilation: John Collier and the Origins of Indian Policy Reform* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1983), 301; Philip, 55-56.
- (13) ニューメキシコ州選出のホルム・バーサム上院議員が提出した同法案は、同州リオグランデ川流域のエプロロ領内の土地所有権問題解決のための訴訟手続きを定めたものであった。それに対し、同法案によりエプロロの土地が不当に削減されると主張して、その廃案を求める運動が起った。詳しくは、拙稿（水野由美子『「滅びゆくインディアン」から「ナッチェ・アトランティクス」』『アメリカ研究』三四（二〇〇〇年）一九三—二〇九頁〕参照。
- (14) Herbert Welsh, "The Pueblo Indian Rites," *New York Times*, 26 October 1924, 12. *New York Times* は以下「インディアン略記」。
- (15) John Collier, "The Red Atlantis," *Survey* 49 (October 1922), 20; 水野一 一九三—二〇九頁。
- (16) 例として G.E.F. Lindquist, *The Red Man in the United States*, (New York: George H. Doran, 1923), xvii, chap. IV. 同章をめぐって「プロテスタント諸教派間の対立が保留地におけるキリスト教布教活動の混乱・遅滞の主因であったが、近年では Y M C A や Y W C A などを通じて諸教派間の協調がみられ、先住民の若年層の間では

われらの組織の活動が活発になりつつあると確した。

- (17) Edith Manville Dabb, "Evils of Tribal Dances," NYT, 2 December 1923, sec.9, 8.
- (18) John Collier, "Indian Dances Defended," NYT, 16 December 1923, sec.8, 6.
- (19) John Collier, "Plundering the Pueblo Indians," *Sunset* 50 (January 1923); "Religious Persecution of Indians Charged by Defense League Official," *Sacramento Bee*, 23 August 1924, 12.
- (20) Welsh, 12.
- (21) *Ibid.*
- (22) Edward P. Dozier, *The Pueblo Indians of North America* (Prospect Heights, Illinois: Waveland Press, 1970), 115-116.
- (23) プエブロによっては、カシーケがガバナーを指名する場合もある。なお、ガバナーや評議会は独立性が高く、各プエブロで英西と親類のなじごね。S. D. Aberle, "The Pueblo Indians of New Mexico: Their Land, Economy and Civil Organization," *American Anthropologist* 50 no.4 (October 1948): 61, 93.
- (24) The Indian Rights Association, *Indian Truth* 1 no.3 (April, 1924), 4. 田中元吉の「中樞報」にも同載。
- (25) Kelly, 302.
- (26) F.H. Hodge, "Rites of the Pueblo Indians," NYT, 26 October 1924, sec.8, 12.
- (27) M. K. Sniffen, "Secret Dances of the Pueblos," NYT, 1 November 1924.
- (28) John Collier, "The Religion of the Pueblos," NYT, 16 November 1924, sec.9, 12.
- (29) Edward A. Kennard and Gordon Macgregor, "Applied Anthropology in Government: United States," in A. I. Kroeber, ed. *Anthropology Today* (Chicago: University of Chicago Press, 1953) 22註10。
- (30) Kelly, 306, 324.
- (31) 注一九の文献に詳しく。
- (32) プエブロ指導層のAIDAとの書簡にこうしては、*Collier Papers*, reel 9.
- (33) Alfonso Ortiz, *The Pueblo* (New York: Chelsea House, 1994), 114.
- (34) *Collier Papers*, reel 9.

- (55) "Indian Envoys Visit City," NYT, 31 January 1924, 13; "Indians Make Plea in Song and Dance," NYT, 9 February 1924, 14.
- (56) "Declaration of All Pueblo Council," 5 May 1924, in *Collier Papers*, reel 9.
- (57) フォンロの声明全文はAIDAの機関誌に掲載された。 *American Indian Life* 2 (July-August 1925), 1-2, in *Collier Papers*, reel 9.
- (58) "Circular No.17, To the Governors and Councils of the Northern Pueblos," 21 July 1924, in *Collier Papers*, reel 9.
- (59) "The Pueblo's Reply," 18 August 1924, in *Collier Papers*, reel 9.
- (40) 水野、二〇二頁。
- (41) ショーン・コリアからマホー・K・スニフュン宛の書簡(一九二九年一月二日付)のなかの言葉による。 *Collier Papers*, reel 3.
- (42) トゥルーヤレネハンと土地問題については、コリアからフエプロ行政官宛の書簡(一九二四年六月二五日付)を参照。 *Collier Papers*, reel 9.
- (43) ウィルミンの発言が以下に引用されている。 John Collier, "Do Indians Have Rights of Conscience?" *Christian Century* (12 March 1925), 348.
- (44) Prucha, *Policy in Crisis*, 139.
- (45) *American Indian Life* 10 (October-November 1927), 10-12, in *Collier Papers*, reel 9.
- (46) "E. B. Meritt Addresses Pueblo Indian Council," *The Indian Leader* 32 no.10 (16 November, 1928).
- (47) *American Indian Life* 10, 10-12, in *Collier Papers*, reel 9.
- (48) *American Indian Life* 15 (January 1930), 22, in *Collier Papers*, reel 9.
- (49) 23 Stat., 385, 35 Stat., 1088.
- (50) Kelly, 369.
- (51) 註二七七、F. Cohen, *Handbook of Federal Indian Law* (1982 ed.), (Charlottesville, Virginia: Michie, 1982).
- (52) Philip, 68.
- (53) Congress, House of Representatives, Committee on Indian Affairs, *Reservation Courts of Indian Of-*

*fenses*, 69th Cong., 1 st sess., 13 February to 20 May 1926, 1-2.

(7) *Ibid.*, 19, 25-27.

(8) *Ibid.*, 22-25.

(9) *Ibid.*, 23, 74.

(10) *Ibid.*, 100.

(11) Congress, House of Representatives, Speech of Hon. James A. Frear, 67th Cong., 1 st sess., *Congressional Record* (23 April 1926), vol. 67, pt.7, 5014.

(12) Congress, House of Representatives, Reply of Hon. Charles H. Burke, 67th Cong., 1 st sess., *Congressional Record* (23 April 1926), vol. 67, pt.7, 8101.

(13) Philip, 69.

(14) 一函ニヨリ John Collier, "Are We Making Red Slaves?" *Survey* 23 (January 1927).

(15) Congress, Senate, Subcommittee of the Committee on Indian Affairs, *Survey of Conditions of the Indians in the United States*, 69th Cong., 2 nd sess., 23 February 1927, 1-2, 51.

(16) Prucha, *Great Father*, 812-3, なお、その後、イン

ディアン局に集中していた権限を分散する方針（例えば同局の公衆衛生部門の保健教育福祉省への移管）が採られたり、本論でみたようなインディアン局内の慣習法——連邦議会の審理を経ずにいながらもかわらざる実質的な法的効力をもち諸規則——の撤廃や法制化が徐々に進められた。

Margaret Connell Szasz, *Education and the American Indian: The Road to Self-determination since 1928*, 3rd ed., rev. and enl. (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1999), chap. 11.

(17) 49th Congress, House of Representatives, Speech of Hon. James A. Frear, 67th Cong., 1 st sess., *Congressional Record* (4 March 1926), vol. 67, pt.7, 5048.

(18) John Collier, "A Reply to Mrs. Eastman," *The Christian Century* (8 August 1934), 1018.

二〇〇一年六月二八日受稿  
二〇〇二年三月六日レフュエリーの審査  
をへて掲載決定

（日本学術振興会特別研究員）